

大学評価に関するQ & A

大学評価の対象

Q. 専門職大学院は、大学評価と別に専門職大学院認証評価を受けなければならない。大学評価においてどのような取り扱いになるのか？

A. 大学評価の対象は全ての学部・研究科であり、専門職大学院についても専門職大学院認証評価を受けているか否かに関わらず対象となります（※大学評価の対象となる範囲については、『大学評価ハンドブック』p. 21 参照）。このため、「大学基礎データ」「基礎要件確認シート」においても記載が必要です。

なお、専門職大学院認証評価時の「点検・評価報告書」やその他の評価資料を大学評価において活用することができます。同種の資料を大学評価のために改めて作成する必要はありません。ただし、専門職大学院認証評価を受けた年度と大学評価実施年度に開きがある場合、何らかの補助資料作成が必要になることもあります。詳しくは本協会にご相談ください。

Q. 学生募集を停止した学部・研究科も自己点検・評価の対象となる（『大学評価ハンドブック』p. 21）ということだが、標準修業年限を超えた者（留年者）のみが残っている場合も対象となるのか？

A. その場合は対象となりません。

学生募集を停止した学部・研究科については、募集停止した後の経過年に応じて「点検・評価報告書」、「大学基礎データ」及び「基礎要件確認シート」における取り扱いが異なります。詳しくは、下記URLから確認してください。

(http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/explanation/university/2017/ex_u_17_06.pdf)

評価基準等

Q. 平成 28 年 5 月改定の後、「大学基準」や「点検・評価項目及び評価の視点（参考資料）」が平成 29 年 3 月に再び改定されたということだが、どのような改定なのか？

A. 内容上の変更はありません。一部の表現を改め、明確性を高めたものです。改定前後の比較ができる資料は、本協会のウェブサイトで公開しています。

(http://www.juaa.or.jp/news/detail_474.html)

Q. いわゆる 3 つの方針のうち、特に学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、授与する学位ごとに設定することが求められている（「大学評価の解説」4 教育課程・学習成果について、「点検・評価項目」基準 4 ①及び②）。「授与する学位ごと」の意

味は何か？

- A. 法学、理学といった分野ごとの意味であり、またそれら分野について学位課程の種類（学士、修士、博士及び専門職学位）別に方針が定められるべきことを意味しています。

Q. 「大学基準」では、学位授与方針等の3つの方針について「全学的な基本方針」を定めなければならないとされている（「大学評価の解説」2内部質保証について）。学位授与方針等を全学レベルで策定しなければならないということか？

- A. そうではありません。学位授与方針等は授与する学位ごとに設定されるべきですが、その際、各方針に盛り込まれるべき内容や、3つのポリシー間の一貫性等が担保されるように、これら方針設定のための考えを大学として明確にしておく必要性を意味したものです。

Q. 「大学基準」の基準4は、「教育課程・学習成果」という名称であり、これまで「教育内容・方法・成果」とされていたものと異なる。これは、「教育方法」については問われなくなったということか？

- A. 教育の内容も方法も全て「教育課程」という語で表現しており、内容的に含まれています。

Q. 学習成果の評価については、どのように考えられているか？

- A. 「大学基準」においては、基準4「教育課程・学習成果」のなかで言及しています。ここでの要点は、学習成果の把握・評価とそれを踏まえた教育の改善・向上です。具体的には、学位授与方針に記載された学習成果を把握・評価するためにどのような方法をとっているか、学習成果の把握・評価結果をどのように教育課程及びその内容、方法の改善に連動させているか、といったことが問題となります。なお、大学評価において、学習成果の達成状況を直接的に評価することはしません。

Q. これまでの大学評価においては、「評価に際し留意すべき事項」というものがあり、評価者が参照していた。これはもう用いられないのか？ これからの大学評価で用いられる「評価者の観点」とはどのような関係にあるのか？

- A. 「評価に際し留意すべき事項」は、今後の大学評価では用いませぬ。ただし、基礎要件に関する評価について評価者間で合意すべきものについては、一部に継承したものがあつてゐます。それについては、「基礎要件に係る評価の指針」として新たに定め公開する予定です。

また、評価者がどのような観点から「点検・評価報告書」等の評価資料を読み、「点検・評価項目」に沿つて評価していく必要があるのか、そのポイントを明らかにし

た「評価者の観点」を設けました。上記「基礎要件に係る評価の指針」とともに公開する予定です。

内部質保証の考え方、自己点検・評価の進め方

Q. 大学評価においても、またその前提となる自己点検・評価においても「全学的観点」が重視されるということだが、この趣旨をどう理解すればよいか？

A. 「全学的観点からの評価」は、目指されるべき内部質保証のあり方と密接に関係しています。

内部質保証においては、全学内部質保証推進組織が各学部、研究科が実施するPDCAサイクルを運営・支援（マネジメント）していくことが一つの鍵となります。自己点検・評価の問題として見ても、全学内部質保証推進組織が、各学部・研究科で実施した自己点検・評価の結果を踏まえて、学部、研究科で抱える問題点や課題などを整理し、その改善に向けて必要な措置を講じていくことが必要となります。「全学的観点からの評価」とは、そのような趣旨から行う自己点検・評価を意味しています。

なお、大学が実施するこうした「全学的観点からの評価」の結果を受けて、本協会側も大学全体の内部質保証システムの有効性を焦点に評価します。そのため、個別の学部、研究科の教育活動等については、大学が適切に自己点検・評価していることを前提に間接的に評価することとなります。各大学においては、「全学的観点からの評価」を適切に行うとともに、その前提として、教育課程やその内容、方法について学部・研究科ごとに適切な自己点検・評価することを心がけてください。

Q. 当大学にはすでに「全学自己点検・評価委員会」というものがある。これを「大学基準」で言われる「全学内部質保証推進組織」と考えて良いか？

A. 内部質保証はPDCAの各段階を包括する概念であり、単に自己点検・評価のみを意味していません。したがって、「全学内部質保証推進組織」とあるものも、単に自己点検・評価を行う組織としては想定されていません。「全学内部質保証推進組織」は、いわゆる教学マネジメントを担う組織として考えてください。

なお、「大学基準」ではその機能に着目して「全学内部質保証推進組織」という表現を用いましたが、必ずしもこうした名称を持つ組織を新たに設ける必要性はありません。例えば、自己点検・評価を名称に持つ委員会等であっても、ここで述べた機能を果たしているのであれば、その名称に関わりなく「全学内部質保証推進組織」と考えることは可能です。

Q. 「全学内部質保証推進組織」について、その機能を複数の組織が担ってもよいのか？

A. 複数の組織が担うことも考えられます。ただし、大学として統一した意思決定、方

向付けがなされない結果となったり、複数組織が併存することで役割関係が錯綜するといったことがないように留意してください。

Q. 大学評価においては、全学的観点から実施した自己点検・評価に特に焦点があてられるが、その前提として各大学では、学部・研究科や部局ごとの自己点検・評価も行っていなければならないとされている。この学部・研究科等ごとの自己点検・評価においても、「大学基準」とそれによる「点検・評価項目」に基づかなければならないのか？

A. 全学的観点から実施する自己点検・評価も、学部・研究科等ごとの自己点検・評価も、ともに関連したものであるため、基本的には「大学基準」及び「点検・評価項目」に沿って行ってください。特に、基準1「理念・目的」、基準4「教育課程・学習成果」、基準5「学生の受け入れ」及び基準6「教員・教員組織」については、自己点検・評価の対象としてください。

なお、学部・研究科等の自己点検・評価に実施方法の指定はありません。したがって、自己点検・評価の結果を何らかのかたちで確認できるものならば、「点検・評価報告書」といった体裁を取らなくても結構です。

点検・評価報告書

Q. 「評価の視点」を設定して自己点検・評価した場合は、「点検・評価報告書」中の「現状説明」箇所でその内容を記述するということが、「評価の視点」が学部・研究科ごとに異なる場合は、それを全て列記するのか？

A. 大学評価時に提出を求める「点検・評価報告書」は、全学的観点から実施した自己点検・評価の結果をまとめたものであり、学部・研究科が個々に実施した自己点検・評価を一つに集約したものとは異なります。したがって、各学部・研究科が用いた視点を列記することは考えられていません。

Q. 「点検・評価項目」に沿って自己点検・評価する際には、各大学が独自の「評価の視点」を持って行うことが推奨されている。そうであれば、「点検・評価項目」ごとに「点検・評価報告書」の「現状説明」を記述する際も、「評価の視点」単位で良いか？

A. 「現状説明」の記述単位は、原則として「点検・評価項目」としてください。もっとも、一項目内に多くの内容を含む場合には、いくつかの区分を設けて記述することも可能です。そしてその記述単位が「評価の視点」の単位と一致することもありえます。ただし区分を設けて記述する場合でも、全体としては「点検・評価項目」の問いに答えるかたちであることが必要であり、慎重に記述を検討することが求められます。

Q. 「基礎要件確認シート」に状況を記載する事項は、「点検・評価報告書」で詳細を記述する必要はないとされるが、具体的にどのように考えればよいか？

A. 例えば、「基礎要件確認シート」に学生の受け入れ方針（AP）の公表状況を示す表があります（表12）。この表では、公表の有無とともに公表媒体が根拠として示されているので、容易にAPの内容を確かめることができます。そのため、「点検・評価報告書」においては、一つひとつのAPの内容を記述する必要はありません。どのような単位、記載項目によってAPが設定されているかといった概要のみを記述すれば十分です。

ただし、基礎要件に不備がある（例えば、APが設定されていない）場合や、自己点検・評価の結果何らかの付言すべきことがあれば、そのことは記述してください。

Q. 基準 10「大学運営・財務」に限っては、「点検・評価報告書」中で「大学運営」と「財務」を別に節立てをして記述する必要があるというのは、「現状説明」だけでなく、「長所・特色」、「問題点」、「全体のまとめ」についても同様か？

A. その通りです。

Q. 「点検・評価報告書」において、例えば教育課程に関することは全学部・研究科を取り上げて記述するのではなく、いくつかを例として取り上げて記述するということが、どのような学部・研究科を取り上げなければならないかなど、決まりはあるのか？

A. どの学部・研究科を取り上げるかは大学の判断であり、決まりはありません。全学的観点から記述した内容に客観性・説得性を持たせることを念頭に、どの学部・研究科が適当かを判断してください。なお、複数の学部・研究科が取り上げられることが望ましいと考えられます。ただし、その数は状況に応じて異なり、一概に定められません。例えば、学位課程に関係なく学部・研究科で共通している内容についてであれば、それぞれの学位課程から複数例を取り上げる必要はないと考えられますが、「教育課程の体系性」といったものについては、学部の例だけで修士課程あるいは専門職学位課程といった研究科の内容を説明したことにはなりません。そのような場合は、それぞれの学位課程から例を取り上げる必要があります。

Q. 通信教育課程がある場合、学部・研究科の例を取り上げて記述する必要がある「点検・評価項目」では、通学課程と別に取り上げなければならないか？

A. 内容に応じます。例えば、学位授与方針や教育課程の編成・実施方針は、通信、通学の区別なく同じ形式、記述項目で定めているのであれば、それぞれを区別して取り上げることは必ずしも必要ではありませんが、教育方法や学習支援といったこと

については、通信教育課程は通学課程と基本的に異なるので、そのことを踏まえて取り上げる必要があります。

Q. 「点検・評価報告書」の「現状説明」においては、全学的観点から総括した大学全体の状況を記述することになる。したがって、「現状説明」とはいえ、単に事実のみでなく、その適切性や有効性の判断も含んだ内容となる。結果として「長所・特色」や「問題点」といった記述箇所と内容の重複が生じるが、それでよいのか？

A. 問題ありません。

「現状説明」は適切性や有効性の判断も含めて記述していただくことを想定しています。「長所・特色」記述箇所や「問題点」記述箇所は、「現状説明」に記述した長所・特色、問題点のうち特記すべきものを取り上げ、その前進あるいは改善のために今後取る方策なども含めてさらに記述する箇所です。こうしたことを念頭に記述箇所を書き分けてください。

Q. 「長所・特色」記述箇所、「問題点」記述箇所において、それぞれ該当する事項が複数ある場合、一つひとつの事項ごとに記述するのか？あるいは、全ての長所・特色や特色を総括して「長所・特色」を記述するなどが必要か？また、文章量に目安はあるのか？

A. 記述は個別事項ごとです。文章量については一律的な定めはありませんが、それほど長大な記述は想定していません。

Q. 「点検・評価報告書」において章ごと（第10章は節ごと）に記述する「全体のまとめ」の位置づけが分かりにくい。「現状説明」から「問題点」に至る部分の要約か？

A. 単純な要約ではありません。

この箇所で記述して頂きたいのは、「大学基準」の充足状況です。すなわち、個々の「点検・評価項目」ごとの「現状説明」を振り返り、その全体を「大学基準」に定める内容に照らして改めて判断し、今後の展望も含めて記述してください。また、「長所・特色」、「問題点」記述箇所が個別事項ごとであるのに対し、ここでは、例えば複数の問題点についてどのような優先順位で取り組むかを記述するなど、章(節)を総括することが必要です。

Q. 「点検・評価報告書」には、「大学基準」に基づく10章のほか、「大学基準」によらない章を大学が独自に加えてもよいということだが、追加する章における「点検・評価項目」や「評価の視点」は、どうすればよいのか？

A. 「大学基準」によらない任意の内容のものなので、「点検・評価項目」も任意のものでよく、「評価の視点」もそれに応じて大学が定めてください。

なお、評価者が評価する際は、関連性の高い「大学基準」の基準に照らして評価します（例えば、「グローバル化」として設けられたものが、内容上、教育に関する場合は基準4、教員の研究活動の支援に関することであれば基準8に照らして評価します）。

本協会は、こうした独自の章の追加に応じ柔軟に対応することで、各大学の理念・目的に応じた特徴ある取り組みを評価していきたいと考えています。

Q：「全学的観点」から実施した自己点検・評価の結果を「点検・評価報告書」に記述するという事は、学部・研究科等において個々に生じている問題などにあまり立ち入る必要はなく、評価者も評価しないということか？

A：大学評価においては、自己点検・評価も評価者による評価も全学的観点によることが基本となりますが、学部・研究科等ごとの個々の問題点等に立ち入らないということではありません。例えば、問題点であれば、大学としてどのように捉え対処しようとしているかが問われることにはなりますが、「大学評価結果」に記載する提言として、個々の問題点に具体的に言及することは考えられます。

Q。「終章」部分をどのように記述したらよいか？

A. 終章部分では、本章の各基準で記述した「全体のまとめ」を踏まえて、大学全体として総括した内容を記述してください。例えば、今回の自己点検・評価を踏まえ、大学としてのどのような改善を図るかなど将来展望を記述することが考えられます。

「大学基礎データ」、「基礎要件確認シート」

Q. 学生を募集停止した学部・研究科については、どのように記載すればよいのか？

A. 「大学基礎データ」表1には、「教育研究組織」の記載項目として「学生募集停止中の学部・研究科等」が別に設けられています。その他の「大学基礎データ」各表及び「基礎要件確認シート」における取り扱いについては、募集停止した年度や在籍する学生の種類による違いがあります。詳しくは下記URLから確認してください。
(http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/explanation/university/2017/ex_u_17_06.pdf)

Q. 「大学基礎データ」や「基礎要件確認シート」の作成例はないのか？

A. 「大学基礎データ」については、本協会ウェブサイトの「評価実務説明会」の資料を掲載したページに作成例を掲載しています（下記URL）。
(http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/explanation/university/2017/ex_u_17_05.pdf)

また、「基礎要件確認シート」については、本協会ウェブサイトで公開している同シートの様式に、作成例が添付されています（下記URL）。

(http://www.juaa.or.jp/accreditation/university/handbook_2017.html)

その他の評価資料

Q. 資料をCD等に収めて提出するに当たり、何か決まりはあるのか？

A. 次の点を踏まえてください。

- ① 「点検・評価報告書」、「評定一覧」、「大学基礎データ」、「基礎要件確認シート」、そして「提出資料一覧」とともに、1つのメディアに収めること。
- ② 「点検・評価報告書」の章（節）ごとにフォルダを分けて収めること。
- ③ 資料を収める場所は、初出の章（節）フォルダとすること。加えて、当該資料が用いられる全ての章（節）のフォルダにも、ショートカットを置くこと。

Q. 「大学基礎データ」、「基礎要件確認シート」以外の根拠資料にも基準日があるのか？

A. 特にありません。

なお、本協会の評価は、原則として現地調査時までに発生した事実に基づいて行います。現地調査時や「大学評価結果（委員会案）」に対する意見申立（『大学評価ハンドブック』p.41）に際して資料を準備する際も、このことを念頭においてください。

Q. 『大学評価ハンドブック』の資料3「根拠資料について」（pp.109-116）において、ウェブサイトが資料として指定されている場合がある。ウェブサイトの画面をPDF化して提出するということか？

A. 評価実施年度中にリンク切れとなるなどの場合を除き、ウェブサイトの画面をPDF化して提出することは不要です。「点検・評価報告書」中にURLを記載し、参照の便宜を図ってください。

Q. 『大学評価ハンドブック』の資料3「根拠資料について」を見ると、専任教員の教育研究業績は必須資料ではない。これは、これまでの大学評価と異なる扱いだが、そのような理解でよいのか？

A. 一律に求める必須資料ではありません。

教員組織を適切に編制しているかどうかは、これまで同様に自己点検・評価の対象であり大学評価においても取り上げられます。しかし、その際にどのような資料を用いて自己点検・評価し、また第三者に証明するかは大学の任意です。教育研究業績を用いるのが適当と判断するのであれば、根拠資料として活用してください。

Q. 『大学評価ハンドブック』の資料3「根拠資料について」を見ると、学部・研究科別に作成している資料について、提出の時期や形態に特別の指定がある。これは、必須資料だけでなく任意資料もか？

A. その通りです。

全学として一つではなく学部・研究科別に作成している資料は、大学評価実施年度4月時点では「点検・評価報告書」で言及した学部・研究科に限って提出し、実地調査ではそれらを含む全学部・研究科のものを準備していただきます。これは、任意資料も同様であり、必ずしも同じ形式で資料を作っていない場合でも、それに相当する同種の資料を可能な限り多くの学部・研究科について実地調査時に準備してください。

その他

Q. 「大学基準」に適合していると判定されなければ、認証評価を受けたことにならないのか？

A. 法令で大学の義務となっているのは、認証評価を受けることです。したがって、不適合の判定であっても、認証評価を受けるという法定義務自体は果たしたことになります。

Q. 「大学基準」に適合している又は適合していないという判定が保留された大学は、再評価結果が確定するまで認証評価を受けたことにならないのか？

A. 前述のとおり、法令で大学の義務となっているのは、認証評価を受けることです。したがって、判定が保留された場合でも認証評価を受けたことにはなりません。

Q. 「大学評価実務説明会」や各種シンポジウムのほか、大学評価や内部質保証について個別に説明を受ける機会や研修の機会はないのか？

A. 各大学に本協会の職員を派遣する「スタッフ派遣制度」を設けております。費用は頂きませんが、都内・近県以外の場合は、職員の移動に要する経費(本協会の規程に基づく額)のみご負担いただきます。

加えて、正会員大学の教職員に対しては、「スタディー・プログラム」を提供しています。これは、大学の質保証活動に関わるテーマを扱う勉強会で、毎年定期的を開催しています(参加任意、申込制)。

以上